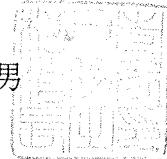


松戸市消防局告示第2号

消防法施行令（昭和36年政令第37号）第35条第1項第3号の規定により、消防長が指定する防火対象物を次のように定める。

平成28年3月24日

松戸市消防局長 佐山 幸男



## 消防機関の検査を受けなければならない防火対象物の指定

消防法施行令（昭和36年政令第37号。以下「令」という。）第35条第1項第3号の規定により、消防長が指定する防火対象物を次のとおり指定する。

令別表第一（5）項口、（7）項、（8）項、（9）項口、（10）項から（15）項まで、（16）項口、（17）項及び（18）項に掲げる防火対象物で、延べ面積が300平方メートル以上のものとする。

### 附 則

この告示は、平成28年4月1日から施行する。